

**令和5年度習志野市障がい者地域共生協議会
委嘱状交付式及び第1回全体会 議事録**

1. 開催日時 令和5年5月31日(水)午後2時00分～3時53分

2. 開催場所 習志野市役所庁舎分室 サンロード津田沼(京成津田沼駅前ビル)6階
大会議室

3. 出席者

【会長】 障害福祉サービス事業 あかね園 統括施設長 松尾 公平

【副会長】 特定非営利活動法人 1to1 理事長 武井 剛

【委員】

八千代地域生活支援センター 精神保健福祉士 恩田 信幸

らいふあっぷ習志野 主任相談支援員 水野 郁子

ひまわり発達相談センター 主任主事(ケースワーカー) 張替 優子

高齢者支援課 主幹 岡澤 早苗

習志野市社会福祉協議会 生活支援課 生活支援係 係長 河道 清人

生活相談課 主査補 恩田 健

社会福祉法人習愛会 あきつ園 相談支援専門員 浅川 時嗣

あじさい療育支援センター 主査 江藤 文

健康支援課 主査 田嶋 越子

千葉県立船橋夏見特別支援学校 教諭 坂中 航太

千葉県千葉リハビリテーションセンター 副参事 景山 朋子

総合教育センター 係長・指導主事 高橋 大悟

習志野障がい者ネットワーク(習志野ダウン症児者親の会あひるの会) 会長 小林 紳一

特定非営利活動法人 じょいんと 事務局長 松井 秀明

習志野市立谷津小学校 教諭 北濃 千寿

千葉県立船橋特別支援学校 特別支援教育コーディネーター 村田 光代

千葉県立習志野特別支援学校 教諭 荻野 智美

NPO 法人 希望の虹 理事長 豊嶋 美枝子

みんなのいいさん家 介護福祉士/介護支援専門員 半田 智子

習志野市民生委員児童委員協議会 障がい者(児)部会 部会長 橋本 亜紀
習志野障がい者ネットワーク(習志野八千代心の健康を守る会) 副会長 喜田 敬子
中核地域生活支援センター まるっと 習志野圏域グループホーム支援ワーカー 森井 真理
アシザワ・ファインテック(株) 設計課・人事総務課 部長 伊藤 崇博
千葉県立八千代特別支援学校 就労支援コーディネーター 阿利 泰子
産業振興課 係長 吉野 広美
地域活動支援センター もくせい舎 センター長 内山 澄子
ゆいまーる習志野 グループホーム 統括相談員(障がい)・看護師 星 眞木子
ほしかわクリニックデイケア 精神保健福祉士 米山 馨
中核地域生活支援センター まるっと 地域総合コーディネーター 菊地 謙

【オブザーバー】

習志野市基幹相談支援センター りん 酒井 久美子、積田 博、堀田 つきこ

【事務局】

健康福祉部 部長 島本 博幸
健康福祉部 次長 海老原 智実
健康福祉部障がい福祉課 課長 北田 順一
健康福祉部障がい福祉課 主幹・企画係長 藤代 薫
健康福祉部障がい福祉課 支援係長 小森 俊
健康福祉部障がい福祉課 主査 市角 絵里
健康福祉部障がい福祉課 主査 金坂 みのり
健康福祉部障がい福祉課 副主査 伊藤 恵理
健康福祉部障がい福祉課 副主査 落合 知之
健康福祉部障がい福祉課 主任主事 春山 直美
健康福祉部障がい福祉課 主任主事 塚本 優也
健康福祉部障がい福祉課 主事 清川 直哉
健康福祉部障がい福祉課 主事 田崎 大介

【傍聴者】

2人

4. 議題

【委嘱状交付式】

1. 委嘱状交付・委員紹介

2. 事務局紹介

【第1回全体会】

第1部 習志野市障がい者地域共生協議会

第1 会長選出

第2 副会長選出

第3 会議の公開

第4 会議録の作成等

第5 会議録署名委員の指名

第6 委員自己紹介

第7 協議

(1)令和5年度 協議会活動(案)について

(2)委員配置(案)について

(3)部会長・副部会長選出

第8 報告

(1)令和4年度 各部会の活動報告

(2)相談支援事業及び基幹相談支援センター運營業務委託の報告について

(3)基幹相談支援センターの活動報告について

(4)習志野版 障がいのある人の生活を支える体制 ならとも拠点システムについて

第9 その他(事務連絡等)

第2部 差別解消支援地域協議会

第1 報告

(1)差別解消法に関する取組について

5. 会議資料

資料1 席次表

資料2-1 習志野市障がい者地域共生協議会の体制(案)

資料2-2 習志野市障がい者地域共生協議会 広報誌作成について(案)

資料3 令和5年度習志野市障がい者地域共生協議会専門部会委員配置(案)

資料4-1～4-5 習志野市障がい者地域共生協議会 令和4年度 部会活動報告書

資料5 習志野市基幹相談支援センターの活動報告について

資料6 地域生活支援拠点等 事業所台帳

資料7 習志野市障がい者地域共生協議会事務局

資料8 習志野市障がい者地域共生協議会 全体会年間スケジュール

資料9 差別解消法に関する取組について

・vol. 28 令和5年3月号 ならたく

6. 議事内容

【委嘱状交付式】

1. 委嘱状交付・委員紹介

全体会開会に先立ち、委嘱状交付式が行われた。

(前任期に引き続き委員となった方及び市職員については、机上配布とし、今期より新たに委員となられる方へ、市長より委嘱状の交付を行った。)

2. 事務局照会

島本健康福祉部長より、職員紹介を行った。

【第1回全体会】

開会

【事務局】

引き続き、会議を開催する。本来であれば、会長に進行していただくところだが、会長選任前のため、事務局より進行させていただいてよろしいか。

～異議なし～

それでは、そのようにさせていただきます。

これより、令和5年度習志野市障がい者地域共生協議会第1回全体会を開会する。

本協議会は規定により委員の過半数の出席が成立要件となっているが、ただいまの出席委員は31名である。よって、本会議は、成立した。

第1部 習志野市障がい者地域共生協議会

第1 会長選出

【事務局】

続いて、日程第1 会長の選出についてである。設置要綱第5条第1項の規定により、会長は委員の中から互選するとされている。互選の方法について、意見を求める。

【内山委員】

指名推薦が良いと思う。

【事務局】

お諮りする。ただいま、指名推薦との御意見があつたが、御異議ないか。

～異議なし～

【事務局】

異議なしと認める。よって、互選の方法は、指名推薦によって行うことに決した。それでは、会長はどなたがよろしいか。

【松井委員】

松尾委員が適任と思う。

【事務局】

松尾委員が適任ではないかとの御意見があつたが、松尾委員を会長とすることについて、御異議ないか。

～異議なし～

【事務局】

異議なしと認める。よって会長は、松尾委員に決した。

～会長に就任される松尾委員より、一言挨拶が行われる～

【事務局】

ここからの進行は、松尾会長にお願いする。

【松尾会長】

それでは、会議を進めさせていただく。

本日は、議事次第に沿って、会議を進めたいと思う。限られた時間の中で、円滑な会議を進めていきたいと考えているので、会議の進行に、御協力をよろしく願いしたい。

第2 副会長選出

【松尾会長】

次に、日程第2 副会長の選出に入りたいと思う。設置要綱第5条第1項に、副会長は委員の互選により定めることとなっている。選出方法の意見を求める。

【内山委員】

会長一任が良いと思う。

【松尾会長】

お諮りする。ただいま、会長一任との御意見があったが、御異議ないか。

～異議なし～

【松尾会長】

異議なしということで、会長である私より選任させていただく。

私から、武井委員を指名する。よって、副会長は武井委員に決する。

～副会長に就任される武井委員より、一言挨拶が行われる～

【松尾会長】

ここで、本日は令和5年度 第1回目の習志野市障がい者地域共生協議会 全体会の開催ということで、市長から御挨拶したい旨の願いがあったため、これを許可する。

～宮本市長挨拶～

【松尾会長】

なお、市長は、所用のため退席されます。

第3 会議の公開

【松尾会長】

本日の会議は、「習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針」により、原則公開となっている。ただし、内容により、公開・非公開の判断が必要となった際は、その都度お諮りすることとするが、それでよいか。

～異議なし～

【松尾会長】

それでは、そのようにさせていただく。なお、本日の内容に非公開事項になると思われる案件はない。また、傍聴者については、定員に達するまでの間は、入口で配る注意事項を守るようお願いした上で、随時傍聴希望者の入室があるので、御承知おきいただきたい。

非公開となった場合は、指示に従っていただく。

第4 会議録の作成等

【松尾会長】

次に、日程第4 会議録の作成等についてお諮りする。

会議録については、要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載した上で、市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナーにおいて、公開したいと考えるが、これに御異議ないか。

～異議なし～

【松尾会長】

異議がないので、そのように取り扱うことに決定する。

第5 会議録署名委員の指名

【松尾会長】

次に、日程第5 会議録署名委員の指名についてお諮りする。

会議録の作成に当たり、正確性、公正を期すため、会議録署名委員を私から指名させてさせていただきたいと思うが、御異議ないか。

～異議なし～

【松尾会長】

異議なしと認める。それでは、名簿順に恩田信幸委員と、水野委員を指名させていただきます。

第6 委員自己紹介

【松尾会長】

それでは、日程第6 委員自己紹介に移る。席順に自己紹介をお願いする。

(出席委員31名が自己紹介を行った。)

《委員自己紹介の後、事務局より配布資料の確認を行った。》

第7 協議

(1)令和5年度 協議会活動(案)について

【松尾会長】

それでは、日程第7 協議事項に移る。

協議(1)令和5年度 協議会活動(案)について、事務局から説明をお願いする。

【事務局】

それでは、お手元の資料2-1を御覧いただきたい。

本協議会は、障がい者基本計画の目指すべき将来像「誰もが互いに人格と個性を尊攘し、地域で自分らしく暮らすことができる、みんなのまち習志野」の実現を目指し、3つの会議で構成されている。

一つ目は全体会、二つ目は運営会議、三つ目は専門部会である。

まず、全体会より説明させていただく。

全体会は、委員全員が出席する会議で、年3回または2回開催し、協議会としての意思決定を行うとともに、情報共有や意見交換などの協議を行う。今年度の全体会は、年3回を予定している。年間スケジュールについては、後程御案内させていただく。

二つ目は運営会議である。協議会の会長、副会長、これから申し上げる専門部会の部会長または副部会長が参加する会議である。会議は毎月開催され、協議会の全体会、各専門部会の進行を把握し、協議会の方向性や、具体的な推進方法について協議する、いわば協議会の「エンジン」となる会議である。今年度の運営会議は、毎月1回開催される予定となっている。こちらの年間スケジュールについても、後程ご案内させていただく。

三つ目は、専門部会である。全委員が6つのいずれかの専門部会に所属し、専門性に基づく調査、研究、協議を行う。今年度の日程については、各部会で決めていただくことになる。

次に、6つの専門部会について、御説明させていただく。

一つ目は相談支援部会である。

障がい者の相談支援体制のあり方に協議及び支援困難な事例を検討する支援会議を行う。なお、事務局として、障がい福祉課職員及び習志野市障がい者相談支援委託事業所の職員が相談支援事業所として参加している。

二つ目は、重症心身障がい児者・医療的ケア児者等支援部会である。

昨年度まで、地域生活支援部会として活動していたが、今年度より部会の名称を変更し、重症心身障がい児者・医療的ケア児者等に関する協議及び取り組みを行う。また、医療的ケア児等支援のための、「協議の場」の開催も行う。

三つ目は児童部会である。

障がい児への支援体制充実のため、関係機関への働きかけと連携強化に関する協議及び取り組みを行う。

四つ目は地域生活支援部会である。

昨年度まで、就労支援部会として活動していたが、今年度より、地域生活支援部会と、次に紹介する雇用促進部会の二つに分け、部会を構成する。

地域生活支援部会では、地域生活や福祉的就労に関する協議及び取り組みや、障害者優先調達推進法の促進に関する協議及び取り組みを行う。

五つ目は、雇用促進部会である。

一般就労の促進に向けた協議及び取り組みを行う。

六つ目は、社会資源開発・改善部会である。

市内の社会資源の把握と、新たな資源開発や資源の調整に関する協議と、障がい者基本計画及び障がい福祉計画の推進に関する協議を行う。

以上が各専門部会の説明である。

また、差別解消支援協議会は、令和元年度より、当協議会に「障害者差別解消法」に基づく、「差別解消支援地域協議会」としての役割が加わっている。障がいを理由とする差別についての現状を把握し、差別を解消するために必要な取り組みを行う。開催については、習志野市障がい者地域共生協議会 全体会の後半の一部の時間を充てる予定でいる。

差別解消支援地域協議会の報告については、この後差別解消支援地域協議会の「日程第1報告(1)差別解消法に関する取組について」で御報告させていただく。

また、人権に関することについては、部会としての設置は行わず、各部会及び全体の取り組みの中で意識して取り組む形となっている。

以上が体制である。

次に、資料2-2を御覧いただきたい。

協議会広報誌について、就労支援部会にて就労をテーマに平成25年度より年3回発行していたが、今年度より、就労に限らず、「障がい」や「障がいのある人」への理解啓発が進むよう、各部会で担当号を決め発行することとする。令和5年度、令和6年度の、発行予定月及び担当部会は表のとおり、割り振らせていただいているが、各専門部会が協議検討している内容について、掲載を希望する号がある場合は、部会間で調整いただき、運営会議にて報告していただくよう、願います。

資料2-1、2-2の説明は以上である。

【松尾会長】

これより質疑に入る。何か質問や御意見はあるか。

～異議なし～

【松尾会長】

質疑なしと認める。それでは、資料2-1習志野市障がい者地域共生協議会の体制(案)及び資料2-2習志野市障がい者地域共生協議会広報誌作成について(案)の案を消していただきたい。

(2)委員配置(案)について

【松尾会長】

それでは、日程第7(2)委員配置(案)について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料3を御覧いただきたい。

6つの専門部会毎の委員名簿となっているので、所属する専門部会を御確認いただきたい。

【松尾会長】

委員の皆様の中で、所属する専門部会の変更希望や、所属名、委員職名の修正がある方はいるか。

～変更希望等意見なし～

【松尾会長】

それでは、資料3 令和5年度 習志野市障がい者地域共生協議会専門部会委員配置(案)の案を消していただきたい。

(3) 部会長・副部会長選出

【松尾会長】

それでは、日程第7(3)部会長・副部会長選出に移る。

事務局より説明をお願いします。

【事務局】

これより各部会に分かれ、部会長及び副部会長の選出と専門部会の次回会議日程について決めて頂く。部会長は各部会の総括を、また副部会長は部会長の補佐をお願いします。また、部会長または副部会長は、運営会議にも御参加頂くので、併せてお願いします。専門部会の開催頻度については、各部会で御検討いただきたい。

なお、報償費については誠に申し訳ありませんが、全体会のみとなっているので御了承いただきたい。

部会長、副部会長の選出は、先々の協議会活動を見据え、各部会の委員による話し合いの下、決定していただきたい。

【松尾会長】

それでは、ここで部会ごとに部会長・副部会長の選出及び次回活動日程を協議いただき時間を20分程取らせていただく。(15時10分頃まで)

～各専門部会毎に分かれ協議～

【松尾会長】

それでは、各専門部会の部会長より、部会長、副部会長の報告をお願いします。

また、次回の開催日が決まった部会は、日付の報告もお願いします。

(相談支援部会)

【恩田(信)委員】

部会長:八千代地域生活支援センター 恩田委員

副部会長:習志野市社会福祉協議会 河道委員

次回日程:令和5年7月6日(木)

(重症心身障がい児者・医療的ケア児者等支援部会)

【浅川委員】

部会長:社会福祉法人習愛会 あきつ園 浅川委員

副部長:あじさい療育支援センター 江藤委員

次回日程:令和5年6月28日(水)

(児童部会)

【小林委員】

部会長:習志野障がい者ネットワーク 小林委員

副部長:特定非営利活動法人 じょいんと 松井委員

次回日程:調整中

(地域生活支援部会)

【武井委員】

部会長:特定非営利活動法人 1to1 武井委員

副部長:NPO法人 希望の虹 豊嶋委員

次回日程:令和5年6月13日(火)

(雇用促進部会)

【松尾会長】

本日、欠席委員が多いため、部会長、副部長の選出には至っていない。

次回は、令和5年6月21日(水)に開催し、部会長、副部長の選出を行う。

(社会資源開発・改善部会)

【内山委員】

本日は、部会長、副部長の選出には至っていない。

次回の部会は、6月19日(月)または6月23日(金)に開催する予定である。

第8 報告

(1)令和4年度 各部会の活動報告

【松尾会長】

続いて、日程第8 報告事項に移る。

報告(1)令和4年度 各部会の活動報告について、事務局から説明をお願いする。

【事務局】

資料4-1から資料4-5を御覧いただきたい。

令和4年度の各専門部会の活動内容が記載されている。今後の専門部会での活動の参考として御一読いただきたい。

(2)相談支援事業及び基幹相談支援センター運営業務委託の報告について

【松尾会長】

それでは日程第8 報告(2)相談支援事業及び基幹相談支援センター運営業務委託の報告について、事務局から、説明をお願いします。

【事務局】

障がい者相談支援委託事業及び基幹相談支援センター運営業務委託については、令和5年2月2日に評価委員会を開催した。評価委員会は、健康福祉部次長を委員長とし、障がい福祉課長等市職員と共生協議会の正副会長、各部会長から構成されている。評価委員会では、受託者の事業実施は基準を満たしているとの評価であった。

(3)基幹相談支援センターの活動報告について

【松尾会長】

それでは、日程第8 報告(3)基幹相談支援センターの活動報告について、基幹相談支援センターりんより、報告をお願いします。

【基幹相談支援センターりん 積田氏】

令和4年度 習志野市基幹相談支援センターの活動報告をさせていただきます。

月別相談件数及び相談人数の内訳については、資料5「1. 総合的・専門的な相談支援」のとおりである。

「2. 地域の体制づくり」として、障がい者支援に携わる相談機関を対象とした研修会、交流会の実施や、習志野市障がい者地域共生協議会(相談支援部会等)への参加、各関係機関と連携し様々なケースへの対応を行った。

「(2)講演会の開催」や、「3. 会議等への出席」については、資料のとおりである。

(4)習志野版 障がいのある人の生活を支える体制 ならとも拠点システムについて

【松尾会長】

それでは、日程第8(4) 習志野版 障がいのある人の生活を支える体制 ならとも拠点システムについて、事務局から報告をお願いします。

【事務局】

資料6を御覧いただきたい。

習志野版 障がいのある人の生活を支える体制 ならとも拠点システム(習志野市地域生活支援拠点等)が令和5年4月より開始された。

習志野市地域生活支援拠点等事業の登録をした事業所については、資料のとおりである。

【松尾会長】

ただ今の説明について、質疑や御意見を伺う。

【内山委員】

専門的人材の育成についての、今後の予定について決まっているものがあれば教えていただきたい。

【事務局】

具体的な日付は未定であるが、基幹相談支援センターと連携し、今年度は強度行動障害に関する研修等の実施を検討している。また、今後の専門的人材の育成についての研修内容等は、協議会から御意見いただけたらと思う。

第9 その他(事務連絡等)

【松尾会長】

続いて、日程第9 その他として、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

資料7は、今年度の事務局、基幹相談支援センター、障がい者相談支援事業所の担当者が記載されている。

次に、資料8を御覧いただきたい。

資料8は、今年度の全体会及び運営会議の日程を記載している。日時、場所については、変更となる場合があるので、御了承いただきたい。

資料7、資料8の説明は以上である。

第2部 差別解消支援地域協議会

第1 報告

(1)差別解消法に関する取組について

【松尾会長】

第2部 差別解消支援地域協議会 日程第1 報告(1)差別解消法に関する取組について、事務局から説明をお願いする。

【事務局】

資料9を御覧いただきたい。

令和4年度の差別相談の実績について報告させていただく。

相談件数は4件で、主な事例は資料のとおりである。4件とも、聞き取りをした結果、差別の疑いという事であった。1例ずつ報告させていただく。

(1例目)

主な障がい:身体

相談者:母

差別者(疑い):指定管理先職員、市職員

概要:市指定管理の体育館より車椅子の人は利用できないと言われた。

対応等:車いす使用を理由に利用を断ることはなく、対応した職員が誤った認識を持っており、そのまま案内してしまっていたことが判明。再度周知徹底することを担当課と確認した。

(2例目)

主な障がい:精神

相談者:本人

差別者(疑い):不動産会社

概要:複数の不動産会社にて転居の相談をしたが、精神障害があり、障害年金での生活と伝えると断られてしまう。内見はしても審査が通らない。

対応等:居住支援協議会や千葉県あんしん賃貸協力店の名簿、基幹相談支援センターによる居住支援などの情報提供を行い、本人の納得を得た。

(3例目)

主な障がい:精神

相談者:障害福祉サービス事業所

差別者(疑い):医師

概要:相談者の母について、処方された薬が足りないのではないかと医療機関に出向いて問い合わせたが、「何度も同じことを聞いてくる、営業妨害を

されている」と警察を呼ばれ、説明してもらえなかった。

対 応 等：関係機関、本人への聞き取りを実施。本人への対応で配慮が必要な点について支援者間で共有を図る。医療機関とも共有する必要性があることを障害福祉サービス事業所と確認した。

(4例目)

主な障がい：身体

相 談 者：本人の父

差別者(疑い)：医療機関

概 要：生活介護事業所への送迎中に追突事故に遭い、受診できる病院を探したが、市内の救急病院から全て断られた。断られた理由は「本人が意思表示ができないから」と言われショックだった。

対 応 等：消防、事業所、医療機関への聞き取りを実施。事業所及び障がい者地域共生協議会等で情報を共有し、今後の同様案件への対応を検討していく。

【松尾会長】

ただ今の説明について、質疑や御意見を伺う。

【景山委員】

4例目の方は重症心身障がいの方だと思うが、主な障がいが身体となっている理由は何か。市内では、重症心身障がいの方の受け入れ機関が少ないことが課題であるため、周知するためにも主な障がいを「身体」から「重症心身障がい」に変更することは可能か。

【事務局】

主な障がいについては、手帳の種類で記載しているため、「身体」としているが、「重症心身障がい」に修正させていただく。

【松尾会長】

他に質問等あるか。

【内山委員】

2例目について、居住支援協議会を紹介したとあるが、どこの協議会か。

【事務局】

市外の協議会を紹介した。

【内山委員】

居住支援協議会は、千葉県、千葉市、船橋市にしかないと思う。居住支援協議会ではなく、居住支援法人を紹介したということではないか。

【事務局】

習志野市には居住支援協議会がないことから、市外の協議会を紹介したと担当者から聞いている。

【内山委員】

差別を受けたという相談に対して、「相手方へ確認をした」や「本人の納得を得た」という事ではなく、「今後同じような事が起きないために、何をするか」が大切だと思う。3例目、4例目に関しては、医師会へ出向き、「どのような対応が必要か」、「どのような場合、差別と受け取られるか」等説明するなどアクションが必要であると思う。

また、2例目に関しても、どこかを紹介して終わりではなく、不動産業者へのアプローチが必要であると感じる。

相談件数についても、習志野市(障がい福祉課)で受けた件数のみではなく、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき千葉県が受けた相談件数と合わせて把握することで、市内での障がい者差別の状況を知り、検討することができると思う。相談件数が上がることは、啓発が上手くいっている事だと思うため、相談件数が増える事が大事だと思う。

【松尾会長】

今の件に関しては、引き続き事務局や運営会議で検討していく。

協議会では、地域課題について協議を行う。この課題の中には、差別や虐待もある。また、普段接している障がいのある方や地域、事業所での課題についても、一個人、一事業所として考えるのではなく、他にも同じ困りごとのある人がいるかもしれない、同じ課題を抱えている事業所があるかもしれないという視点を持ち、声を挙げ検討していくことが協議会の役割であり、アンテナを伸ばし、声を挙げていただくことが委員の皆様の役割でもある。

【武井副会長】

新しい委員の方もいるので、協議会や差別解消支援地域協議会、差別の相談窓口や対応時間等、見取り図のようなものをいただけたらと思う。

相談件数4件というのは、どのような集計方法か教えていただきたい。

【事務局】

差別の相談として障がい福祉課に連絡が入った場合、地区担当ケースワーカーが

対応しており、令和4年度差別相談として対応したものが4件である。

【松尾会長】

障害者差別解消法の啓発について、事務局より報告をお願いする。

【事務局】

令和4年度に取り組んだ、障害者差別解消法、障がいを理由とする差別解消の周知啓発について、御報告させていただく。

令和4年度は、市民向け、事業所向け、教育機関向け、市職員向けに啓発を行った。テレビ広報「なるほど習志野」12月放映では、障がいのある方への理解啓発として、障害者マークや駐車場の優先スペース、災害時支援みまもりスカーフの紹介や総合防災訓練での様子などを放映するとともに、障がい福祉課が障がいを理由とする差別や虐待の相談窓口であることを周知した。(J:COMチャンネルにて12月に放映をした。また、YouTubeでも公開している。)

また、一般色覚者と色の見え方が異なる多様な色覚の方への配慮のため、カラーユニバーサルデザインガイドラインを平成22年11月に策定していたが、令和5年1月に改訂し、また職員を対象に研修を行った。

今年度も、相談窓口の周知等も含め、障がいのある方への理解が進むよう、啓発をしていく。

閉会

【松尾会長】

本日の日程は、以上となる。

以上で、令和5年度習志野市障がい者地域共生協議会第1回全体会を閉会する。